

甘楽町景観誘導地域の指定について

上信越自動車道甘楽スマートＩＣ周辺は、高速道路から降りてきた訪問客が最初に目にする甘楽町の風景となり、甘楽町の玄関口としてふさわしい景観形成が求められる地域であることから、景観誘導地域に指定し、良好な景観の形成を図っていきます。

（１）指定区間

甘楽スマートＩＣから一般県道金井小幡線との交差点までのアクセス道路区間及びその交差点から１００mまでの区間

（２）指定範囲

アクセス道路の中心線から１００mの範囲

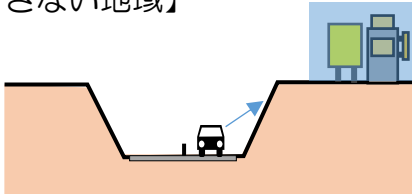
※ただし、指定路線から展望できない地域（※）は除く

（３）屋外広告物の規制

指定路線に向けて表示する屋外広告物を原則禁止とする。

ただし、「指定路線に接する店舗などにおける景観に配慮した自家広告物」と「統一デザイン集合看板」であれば、設置可能とする。

（※）【展望できない地域】



指定路線から100m以内の地域であっても、指定路線から展望できない地域は景観誘導地域となりません。



※詳細な指定地域図の確認には、「マッピングぐんま」をご利用ください。